

大学改革を巡る昨今の動向について

目次

1. 教育再生実行会議について
2. 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換について」（答申）（平成 24 年 8 月）
3. 「短期大学の今後の在り方について」（平成 26 年 8 月中央教育審議会大学分科会大学教育部会短期大学ワーキンググループ審議まとめ概要）
4. 「大学のガバナンス改革の推進について」（平成 26 年 2 月大学分科会審議まとめ）
5. 大学のガバナンス推進のための学校教育法等の改正 ※学校教育法改正概要紙
6. ジョイント・ディグリーについて
7. 「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（答申）（平成 26 年 12 月）
8. 高大接続改革実行プラン（概要）
9. 「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（平成 26 年 12 月答申概要）
10. 第 2 次大学院教育施策要綱（概要）
11. 卓越大学院等について
12. 法曹養成制度について
13. 「法科大学院教育の総合的な改善・充実方策について（提言）」（平成 26 年 10 月法科大学院特別委員会審議まとめ）
14. 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について

教育再生実行会議について

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進。

2. 構成

会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成

【教育再生実行会議 有識者】 ◎:座長 ○副座長

漆紫穂子(品川女子学院校長)

尾崎正直(高知県知事)

加戸守行(前愛媛県知事)

◎鎌田 薫(早稲田大学総長)

河野達信(全日本教職員連盟委員長)

鈴木高弘(専修大学附属高等学校校長)

武田美保(スポーツ／教育コメンテーター)

向井千秋(宇宙航空研究開発機構特任参与、日本学術会議副会長)

山内昌之(東京大学名誉教授、明治大学特任教授)

大竹美喜(アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)創業者・最高顧問)

貝ノ瀬滋(三鷹市教育委員会委員長)

蒲島郁夫(熊本県知事)

川合眞紀(東京大学教授、理化学研究所理事)

佐々木喜一(成基コミュニティグループ代表)

曾野綾子(作家)(注)

○ 佃 和夫(三菱重工業株式会社代表取締役会長)

八木秀次(高崎経済大学教授)

(注)第四次提言(平成25年10月31日)まで。

3. 審議状況

いじめ問題への対応 ⇒「いじめの問題等への対応について」(第一次提言)(平成25年2月26日)

教育委員会の抜本的な見直し ⇒「教育委員会制度等の在り方について」(第二次提言)(平成25年4月15日)

大学の在り方、グローバル人材育成について ⇒「これからの大学教育等の在り方について」(第三次提言)

(平成25年5月28日)

高大接続・大学入試について ⇒「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」

(第四次提言)(平成25年10月31日)

学制について ⇒「今後の学制等の在り方について」(第五次提言)(平成26年7月3日)

学び直しについて ⇒「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

(第六次提言)(平成27年3月4日)

1

グローバル化に対応した教育環境づくりを進める

- ①徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育環境をつくる。
→海外大学の教育ユニット誘致。日本の大学の海外展開拡大。国際化を断行するスーパーグローバル大学(仮称)。今後10年で世界大学ランキングトップ100に10校以上ランクイン。地域社会のグローバル化を担う大学など
- ②意欲と能力のある全ての学生の留学実現に向け、日本人留学生を12万人に倍増し、外国人留学生を30万人に増やす。
→大学入試等におけるTOEFL等の活用。企業等との協力による留学支援の新たな仕組みの創設。ギャップタームにおける留学促進など
- ③初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育を充実する。
→小学校英語の抜本的拡充(早期化、時間増、教科化、専任教員等)の検討。少人数教育。スーパーグローバルハイスクール(仮称)。国際バカロレア認定校の増(200校に)。
- ④日本人としてのアイデンティティを高め、日本文化を世界に発信する。
→国語教育、我が国の伝統・文化についての理解を深める取組の充実。
- ⑤特区制度の活用などによりグローバル化に的確に対応する。

- ・大学の教育・研究機能を質・量ともに充実！
- ・平成29年までの5年間で「大学改革実行集中期間」に！



2

社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める

- 国は、10～20年後を見据えた「理工系人材育成戦略」(仮称)策定。国・地方において、「産学官円卓会議」(仮称)設置。
- 大学発ベンチャー支援ファンド等への国立大学による出資を可能に。
- 体系的な博士課程教育の構築など大学院教育の充実。
- 初等中等段階の理数教育強化(専科指導、少人数教育、SSH等)。

3

学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化する

- 社会人基礎力、基礎的・汎用的能力等の社会人として必要な能力の育成のため、能動的な活動を取り入れた授業や学習方法など教育方法を質的転換。学修時間の増加、組織的教育の確立など教学マネジメントを改善し厳格な成績評価を行う。
- 大学・専門学校等は、地域の人材育成ニーズに応えた実践的な教育プログラムを提供し、国が支援。

4

大学等における社会人の学び直し機能を強化する

- 大学・専門学校等は、職業上必要な高度な知識や、新たな成長産業に対応したキャリア転換に必要な知識の習得など、オーダーメイド型の教育プログラムを開発・実施。
- 国は、大学・専門学校等で学び直しをする者や社会人受講者の数の5年間で倍増(12万人→24万人)を目指し、社会人への支援措置、事業主への経費助成を行う。

5

大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する

- 国立大学全体の改革工程を策定。年俸制の本格導入などの人事給与システムの見直し、運営費交付金の戦略的・重点的配分など。
- 学長・大学本部の独自予算の確保など、学長がリーダーシップをとれる体制整備。教授会の役割の明確化など法令改正も含めたガバナンス改革。
- 大学の財政基盤の確立、基盤的経費のメリハリある配分。国の公募型資金への間接経費措置。民間資金調達のための税制検討。
- 私立大学における建学の精神に基づく質の高い教育、全学的教育改革を重点支援。教育の質保証の総合的仕組みの構築。
- 学長、知事、産業界の代表等で構成する総理主催の「大学将来構想サミット」(仮称)を開催。

基盤

高等学校教育と大学教育との接続・大学入学選抜の在り方について

～教育再生実行会議第四次提言のポイント～（平成25年10月31日）

- グローバル化の急速な進展 → 主体性と創造性、豊かな人間性のある多様な人材が必要
- 少子・高齢化、生産年齢人口減少 → イノベーション活性化、人材の質の飛躍的向上

- 義務教育の基礎の上に、高校、大学の段階で伸ばす力
 - ・夢を志に高め、実現に導く情熱や力、社会に貢献し責任を果たす規範意識や使命感
 - ・幅広い教養、日本人のアイデンティティ、コミュニケーション力、課題発見・解決力 など

- 高校教育の質の向上、大学の人材育成機能の強化、大学入学選抜を一体的に改革
- 関係者の意見にも留意し、丁寧かつ着実に取り組む（高校生に不安を与えないよう周知期間をおいて見直し）

1. 高校教育の質の向上

- 共通に身に付ける目標を明確化し、基礎的能力を確実に育成。能動的に学び自己を確立できるよう、キャリア教育を充実。学校の特色化を推進。
- 基礎的・共通的な学習達成度を把握し、指導改善に活かすための新たな試験の仕組み（達成度テスト（基礎レベル））を創設。複数回実施を検討。できるだけ多くの生徒が受験し学習改善につなげる。具体的な実施方法等は中教審等で検討。

2. 大学の人材育成機能の強化

- 大学は、これまでの延長上ではなく将来を見据え、教育機能を強化するための大胆な改革を実施。教育課程の点検・改善、厳格な成績評価・卒業認定の実施など質保証を徹底。教育の質的転換と可視化。

3. 能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する大学入学選抜への転換

- 大学教育に必要な能力判定のための新たな試験（達成度テスト（発展レベル））を導入。各大学の判断で利用可能。複数回実施を検討。結果はレベルに応じ段階別に表示。入学選抜で基礎資格としての利用を促進。達成度テスト（基礎レベル）と一体的に運営。具体的な実施方法等は中教審等で検討。
- 各大学は、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する選抜に転換。養成する人材像を明確化し、教育を再構築、アドミッションポリシーを具体化。学力の判定は達成度テスト（発展レベル）を活用し、教科・科目等の弾力的活用を促進。面接、論文、活動歴等の丁寧な評価で選抜。推薦・AO入試での達成度テスト（基礎レベル）の活用を促進。改革を行う大学を国が積極支援。改革の成果を検証し継続的に改善。

今後の学制等の在り方について（第五次提言）（構成）

（平成26年7月3日教育再生実行会議）

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。

(1) 全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、無償教育、義務教育の期間を見直す。

(2) 小中一貫教育を制度化するなど学校段階間の連携、一貫教育を推進する。

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

2. 教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教師を確保するため、養成や採用、研修等の在り方を見直す。

3. 一人一人の豊かな人生と将来にわたって成長し続ける社会を実現するため、教育を「未来への投資」として重視し、世代を超えて全ての人たちが子供・若者を支える。

今後の学制等の在り方について（第五次提言）（高等教育関係抜粋）

（平成26年7月3日教育再生実行会議）

1. (3)実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

（職業教育の充実、強化）

○ 高等学校段階から5年間かけて行われる職業教育の効果は高いことから、国及び高等専門学校は、産業構造の変化やグローバル化等に対応した実践的・創造的技術者を養成することができるよう、教育内容の改善に取り組むことと併せ、新分野への展開に向けて現在の学科構成を見直す。また、国、地方公共団体等は、高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高等学校専攻科の活用を推進する。

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。具体化に当たっては、社会人の学び直しの需要や産業界の人材需要、所要の財源の確保等を勘案して検討する

（高等教育機関における編入学等の柔軟化）

○ 能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

○ 高等学校卒業後の進路をより柔軟にするため、大学は、短期大学、専門学校からの編入学や学部間の転学、社会人の学び直し等の機会の拡大を図る。国は、高等学校専攻科修了者について、高等教育としての質保証の仕組みを確保した上で大学への編入学の途を開く。

○ 国は、厳格な成績評価・卒業認定の下、大学学部・大学院の早期卒業制度及び飛び入学制度が一層活用されるようにするとともに、学士課程及び修士課程の修業年限の在り方について検討し、大学における学士・修士の一貫した教育課程を導入しやすくする。早期卒業及び飛び入学の推進、編入学や転学、社会人の学び直し等の機会の拡大に際しては、国立大学法人運営費交付金や私学助成における運用の見直しや支援を行う。

○ 国は、省庁の枠を越え、意欲ある学生が更なる学びの機会が得られるよう、職業能力開発大学校・短期大学校における学修を大学の単位認定の対象とするとともに、これらの職業能力開発施設から大学への編入学についても途を開くよう検討する。

新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)の概要

1. 大学の役割と今回の答申の趣旨

将来の予測が困難な時代

- ◆グローバル化や情報化の進展、少子高齢化等、社会の急激な変化は、我が国社会のあらゆる側面に影響。

大学改革に対する期待の高まり

- ◆産業界や地域社会は予測困難な次代を切り拓く人材や学術研究に期待。
- ◆大学進学率が5割を越え、我が国の高等教育は新段階。
- ◆国立大学法人化や認証評価制度の導入から10年。

今最も求められているのは、我が国が目指すべき社会像を描く知的な構想力。知の創造と蓄積を担う自律的な存在である大学は、
・新しい知識やアイデアに基づいた新しい時代の見通しと大学の役割を描き、
・次代を切り拓く人材の育成や学術研究の推進
により、未来を形づくり、社会をリードすることが求められている。

2. 検討の基本的な視点

多くの関係者との双方向の意見交換
や客観的データの重視の視点

初等中等教育から高等教育にかけて
能力をいかに育むかという視点

迅速な改革の必要性

3. これからの目指すべき社会像と求められる能力

我が国の目指すべき社会像

- ◆優れた知識やアイデアの積極的活用によって発展するとともに、人が人を支える安定的な成長を持続的に果たす成熟社会
⇒「知識を基盤とした自立、協働、創造モデル」

成熟社会において求められる能力

- ◆答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力等の認知的能力
- ◆チームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担う、倫理的、社会的能力
- ◆総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ◆想定外の困難に際して的確な判断ができるための基盤となる教養、知識、経験など、予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」。

4. 求められる学士課程教育の質的転換

- ◆上記のような「学士力」を育むためには、ディスカッションやディベートといった双方向の授業やインターンシップ等の教室外学修プログラムによる主体的な学修を促す学士課程教育の質的転換が必要。
- ◆学生は主体的な学修の体験を重ねてこそ、生涯学び続け、主体的に考える力を修得。そのためには質を伴った学修時間が必要。

5. 学士課程教育の現状と学修時間

- ◆学生の学修時間が短い(学期中1日当たり4.6時間)。
- ◆国民、産業界、学生は、学士課程教育改善の到達点に不満足。
- ◆学長、学部長は、学生の汎用的能力や授業外の学修時間について不満足。
- ◆高校生も学力中間層の勉強時間が最近15年間で約半分に減少。

6. 学士課程教育の質的転換への方策

このため

- ◆質的転換の好循環を作り出す始点としての学修時間の増加・確保が、以下の諸方策と連なって進められることが必要。
・教育課程の体系化(授業科目の整理・統合を含む) ・組織的な教育の実施 ・授業計画(シラバス)の充実 ・全学的な教学マネジメントの確立
- ◆教員中心の授業科目の編成から学位プログラムとして、組織的・体系的な教育課程への転換が必要。

そのための課題は

7. 質的転換に向けた更なる課題

- ① 「プログラムとしての学士課程教育」という概念の未定着
- ② 学修支援環境の更なる整備の必要性
- ③ 高等学校教育と大学教育の接続や連携の改善の必要性
- ④ 社会と大学の接続の改善の必要性(就職活動の早期化・長期化の是正等)

これらの課題を乗り越え学士課程教育の質的転換のために

8. 今後の具体的な改革方策

速やかに取り組む事項

大学

- 大学の学位授与方針(育成する能力の明示)の下、学長・副学長・学部長・専門スタッフ等がチームとなって、体系的な教育課程(P) ⇒ 教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D) ⇒ アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価(C) ⇒ 教育課程や教育方法等の更なる改善(A) という改革サイクルを確立。
- 学部長の選任に当たっては、改革サイクルを担うチームの構成員としての適任性も重視。

大学支援組織

(大学団体、評価機関、日本学術会議等)

- ◆ファカルティ・ディベロップメント(教員の研修、FD)や教育課程の専門家の養成。
- ◆「大学ポートレート(仮称)」による大学情報の積極的発信の促進。
- ◆アセスメント・テストや学修行動調査等、学修成果の把握の具体的な方策の研究・開発。
- ◆教育課程の参照基準(日本学術会議、経営学、言語・文学、法学が先行)等の積極的な活用。
- ◆大学評価の改善(学修成果の重視、客観的評価指標の開発、多様なステークホルダーの意見の活用、評価業務の効率化等)。

文部科学省等

- ◆基盤的経費や補助金等の配分を通じて、改革サイクル確立を支援。
- ◆体系的なFDの受講と大学設置基準の教員の教育能力との関係の明確化。
- ◆FDや教育課程の専門家養成に関する調査研究。
- ◆学生に対する経済的支援の充実や大学の財政基盤の確立など公財政措置の充実や税制改正。
- ◆学生との直接的な議論や熟議の継続。

地域社会・企業等

- ◆インターンシップ、社会体験活動等、学士課程教育への参画や学生に対する経済的支援の充実などの新たな連携・協力。
- ◆地域社会の核である大学との連携や積極的活用。
- ◆就職活動の早期化・長期化の是正。

大学改革実行プランも踏まえ迅速・着実に実施

速やかに審議を開始する事項

- ◆高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の三局面の改善を連携しながら同時に進めるため、高等学校教育と大学教育の接続に関し、中教審に新たに特別な審議の場を設置し審議。
- ◆「プログラムとしての学士課程教育」を定着させるための大学制度の在り方について、ガバナンスの在り方や財政基盤の確立も含め審議。
- ◆短期大学士課程の在り方について検討。
- ◇それぞれ1年を目途に大きな方向性を整理。

「短期大学の今後の在り方について」(審議まとめ)の概要

【我が国の短期大学の特長】

・学位が取得できる短期高等教育機関

→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること

・教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関

→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること

・職業能力を育成する高等教育機関

→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること

・小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関

→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること

・アクセスしやすい身近な高等教育機関

→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること

・教育の質が保証された高等教育機関

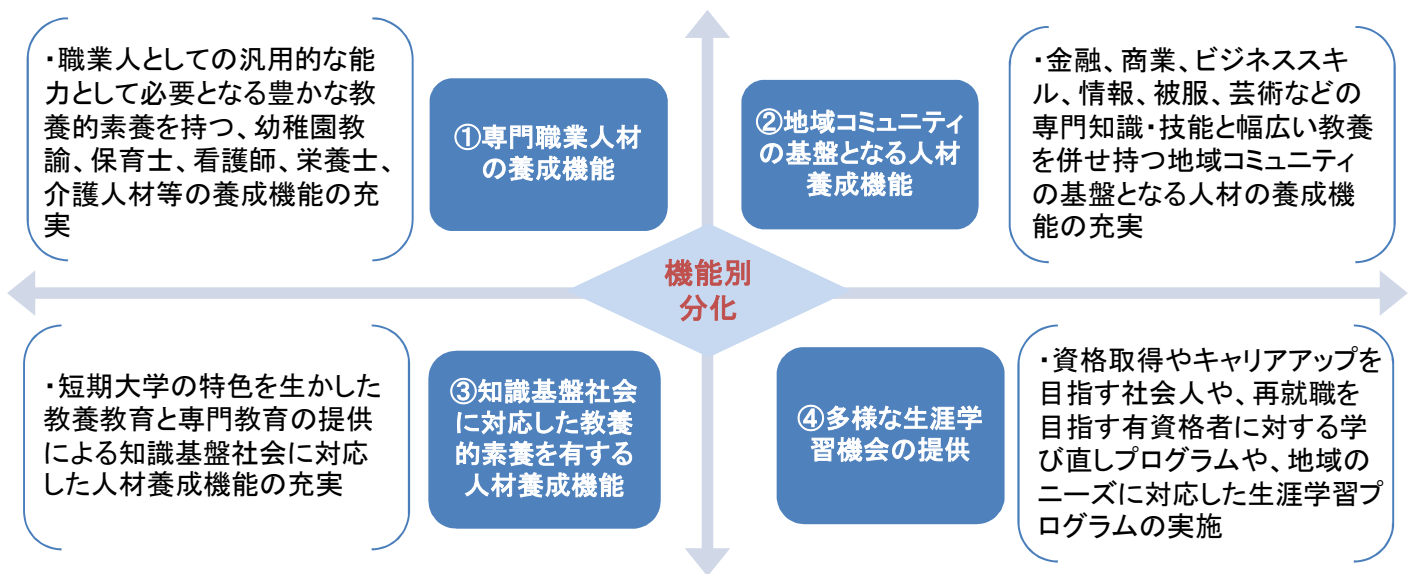
→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

【短期大学における当面の機能別振興方策】

○ 短期大学の特長な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。



必要な基盤経費を確保しつつ、自ら機能を選択し、社会的要請に応える
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

①産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援

→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援

②地方創生のリード役となる短期大学の支援

→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援

③大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援

→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

↓

地方の創生
女性の活躍
高等教育の機会均等の確保

大学のガバナンス改革の推進について(概要)

- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ **各大学は**、主体的・自律的にガバナンス体制の**総点検・見直し**を行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ **国は**、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、**効果的な制度改革**と**メリハリある支援**を実施。
- ◇ **社会は**、大学と積極的に関わり、**学長のリーダーシップを後押し**。

大学

1. 学長のリーダーシップの確立

【学長補佐体制の強化】総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

【人事】ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

【予算】学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

【組織再編】ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆安定的な運営ができる学長任期の設定

◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命

◆学長による学部長等の業績評価

5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査

◆監事の常勤化を推進

4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議

◆設置単位の再点検

◆審議事項の透明化

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

<国公立共通の支援>

- ☆制度改革を通じた支援(所要の法令改正)
- ☆予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
- ☆評価、監査、大学団体等との協力

制度改革

- 教授会の審議事項の明確化
- 高度専門職の創設 等

<国立大学法人への支援>

- ☆国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ☆第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

制度改革

- 監事機能の強化 等

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について(概要)

趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の改正

＜副学長の職務について＞第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

＜教授会の役割について＞第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

2. 国立大学法人法の改正

＜学長選考の基準・結果等の公表について＞第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

＜教育研究評議会＞第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

＜その他＞附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

施行期日

平成27年4月1日

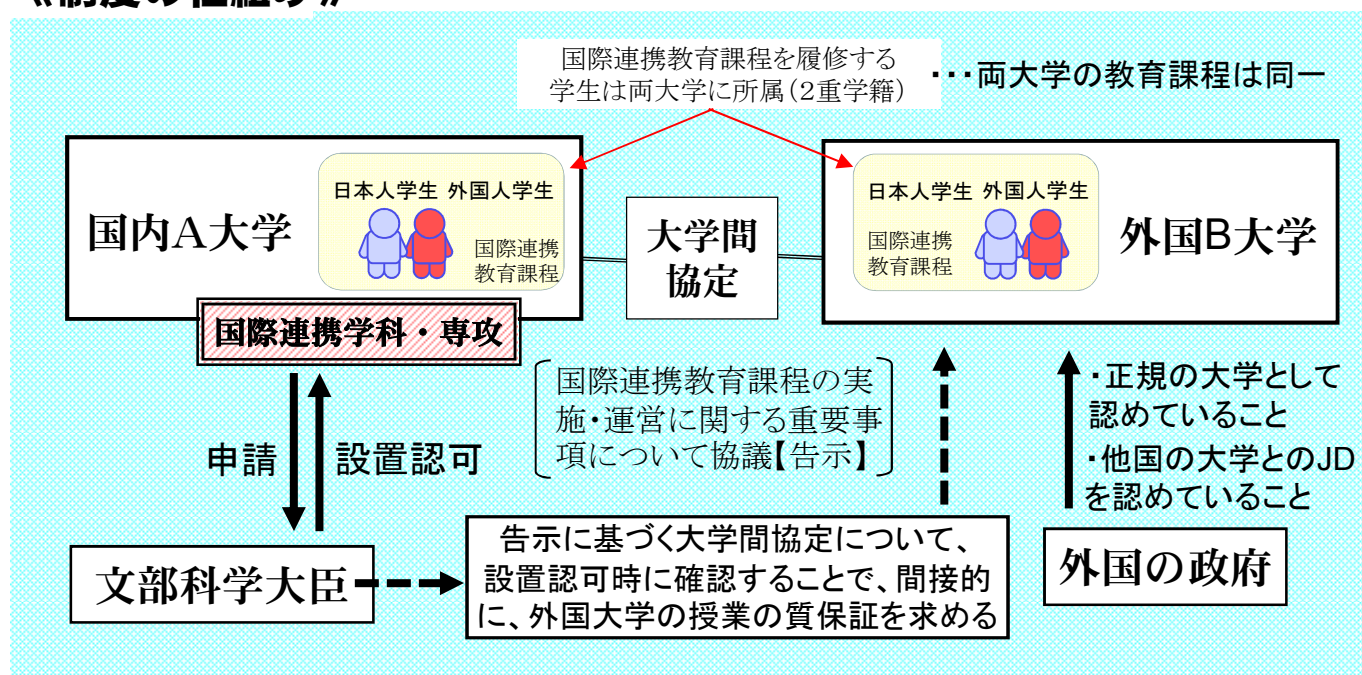
国際連携教育課程（JD）制度について

《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。（＊我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付することができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同実施科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について ～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～のポイント

本答申は、教育改革における最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革を、初めて現実のものにするための方策として、高等学校教育、大学教育及びそれらを接続する大学入学者選抜の抜本的な改革を提言するものである。

(1) 若者の多様な夢や目標を支える高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜への刷新

(目指す未来の姿)

- 将来に向かって夢を描き、その実現に向けて努力している少年少女一人ひとりが、自信に溢れた、実り多い、幸福な人生を送れるようにすること。

これからの時代に社会に出て、国の内外で仕事をし、人生を築いていく、今の子供たちやこれから生まれてくる子供たちが、十分な知識と技能を身につけ、十分な思考力・判断力・表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することを通して、喜びと糧を得ていくことができるようにすること。

彼らが、国家と社会の形成者として十分な素養と行動規範を持てるようにすること。

我が国は今後、こうした目標を達成するよう、教育改革に最大限の力を尽くさなければならない。

- 生産年齢人口の急減、労働生産性の低迷、グローバル化・多極化の荒波に挟まれた厳しい時代を迎えている我が国においても、世の中の流れは大人が予想するよりもはるかに速く、将来は職業の在り方も様変わりしている可能性が高い¹。そうした変化の中で、これまでと同じ教育を続けているだけでは、これからの時代に通用する力を子供たちに育むことはできない。

この厳しい時代を乗り越え、子供や孫の世代に至る国民と我が国が、希望に満ちた未来を歩めるようにするため、国は、新たな時代を見据えた教育改革を「待ったなし」で進めなければならない。

¹ アメリカの研究者による予測によれば、「2011年にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に、今は存在していない職業に就く」とも言われている。

（克服すべき課題）

○ 「高大接続」実現の方策は、上に述べた未来の姿を実現するための一環とみなされるべきものである。しかしながら、現状の高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜は、知識の暗記・再生に偏りがちで、思考力・判断力・表現力や、主体性をもって多様な人々と協働する態度など、真の「学力」が十分に育成・評価されていない。

○ また、特定の分野に強い関心をもち、その向上に夢を賭けて卓越した力を磨いている高校生や、「世界にトビタテ！」の精神でグローバルな課題に積極的に向き合う活力のある高校生、身近な地域の課題に徹底的に向き合い考え抜いて行動する高校生などが評価されずに切り捨てられがちである。

こうした状況では、それぞれの夢を育み、その中で自らを鍛えるとともに、秘められた才能などを伸ばすことはできず、未来のエジソンやアインシュタインとなる道や、世界を舞台に活躍する潜在力、地方創生の鍵となる問題の発見や解決を生み出す可能性の芽なども摘まれてしまう。

（高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革）

○ この状況を、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の改革による新しい仕組みによって克服し、少年少女一人ひとりが、高等学校教育を通じて様々な夢や目標を芽吹かせ、その実現に向けて努力した積み重ねを、大学入学者選抜においてしっかりと受け止めて評価し、大学教育や社会生活を通じて花開かせるようにする。

○ そのため、以下の改革に一体的に取り組む。

◆ 高等学校教育については、生徒が、国家と社会の形成者となるための教養と行動規範を身につけるとともに、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶことのできる環境を整備する。そのために、高大接続改革と歩調を合わせて学習指導要領を抜本的に見直し、育成すべき資質・能力の観点からの構造の見直しや、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法であるアクティブ・ラーニングへの飛躍的充実を図る。

また、教育の質の確保・向上を図り、生徒の学習改善に役立てるため、新テスト「高等学校基礎学力テスト(仮称)」を導入する。

◆ 大学教育については、学生が、高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させるため、個々の授業科目等を越えた大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立する(ナンバリング等)とともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する。

◆ 大学入学者選抜においては、現行の大学入試センター試験を廃止し、大学で学ぶための力のうち、特に「思考力・判断力・表現力」を中心に評価する新テスト「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」を導入し、各大学の活用を推進する。

- ◆ 個別選抜については、学力の三要素を踏まえた多面的な選抜方法をとる*ものとし、特定分野において卓越した能力を有する者の選抜や、年齢、性別、国籍、文化、障害の有無、地域の違い、家庭環境等にかかわらず多様な背景を持った学生の受け入れが促進されるよう、具体的な選抜方法等に関する事項を、各大学がその特色等に応じたアドミッション・ポリシーにおいて明確化する。このために、アドミッション・ポリシー等の策定を法令上位置付けるとともに、大学入学者選抜実施要項を改正する。

※選抜性の高低に則し改革すべき点については、別添「大学入学者選抜改革の全体像(イメージ)」の通り。

- さらに、各大学が、新たな大学入学者選抜実施要項に基づく新たなルールに則って改革を進めることができるよう、大学にとって改革のインセンティブとなるような財政措置等の支援を行う。

(2) グローバル化に対応したコミュニケーション力の育成・評価

- グローバル化の進展の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくため、国際共通語である英語の能力の向上と、我が国の伝統文化に関する深い理解、異文化への理解や躊躇せず交流する態度などが必要である。
- なかでも、真に使える英語を身に付けるため、単に受け身で「読む」「聞く」ができるというだけではなく、積極的に英語の技能を活用し、主体的に考え表現することができるよう、「書く」「話す」も含めた四技能を総合的に育成・評価することが重要である。
「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」においては、四技能を総合的に評価できる問題の出題(例えば記述式問題など)や民間の資格・検定試験の活用を行う。また、高等学校における英語教育の目標についても、小学校から高等学校までを通じ達成を目指すべき教育目標を、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、四技能に係る一貫した指標の形で設定するよう、学習指導要領を改訂する。

(3) 学習指導要領の改訂も含めた高等学校教育改革の実現

- 高等学校の学習指導要領は、多様な若者の夢や目標を支援できる高等学校教育の実現を目指し、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から抜本的に見直す。
- 具体的には、高等学校の学習指導要領を通じて、どのような資質・能力を育成しようとしているのかをより明確化するとともに、例えば、以下のような見直しを行う。

なお、育成すべき資質・能力の明確化に当たっては、教育基本法や学校教育法の目的・目標のほか、OECDのキー・コンピテンシーや、国際バカロレアが目指す論理的思考力や表現力、探究心等の育成などの考え方も参考にしつつ検討する。

- ◆「思考力・判断力・表現力」を育成するための課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学習・指導方法の飛躍的充実
- ◆国家や社会の形成者となるための教養・行動規範、また自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるためのカリキュラムを充実させること
- ◆高度な思考力・判断力・表現力を育成・評価するための新たな教科・科目を検討すること
- ◆大学の卒業論文のような課題探究を行う「総合的な学習の時間」の一層の充実に向けた見直し
- ◆特別支援教育の充実のための見直し

(4) 「公平性」をめぐる社会の意識改革

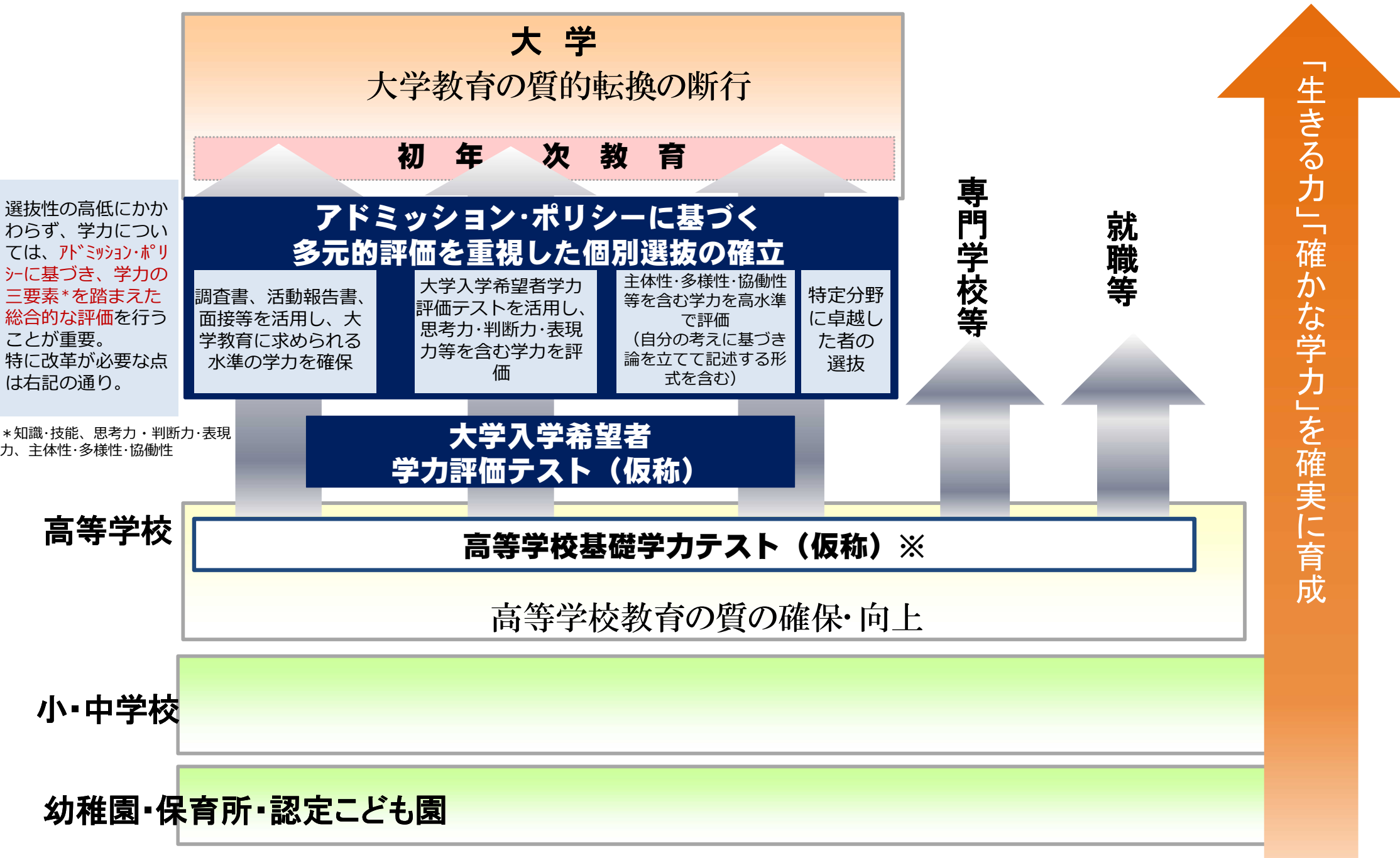
- 現在の大学入試、特に一斉にかつ画一的に実施される試験で、あらかじめ設定された正答に関する知識の再生を一点刻みに問い、その結果の点数のみによる選抜を「公平」と捉える既存の意識を改革し、それぞれの若者が、自分の夢や目標を持ち、その実現に必要な能力を身に付けることができるよう、それぞれの学びを支援する観点から、**一人ひとりが積み上げてきた多様な力を多様な方法で「公正」に評価し選抜することが必要であるという意識**を醸成するため、社会的な議論を深めることが必要である。

(5) 改革実現のための「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定

- 国は、本答申をもとに、改革の具体策やスケジュールの詳細を**「高大接続改革実行プラン(仮称)」**としてまとめ、すみやかに策定・公表し、強力に推進する。
プランにおいては、アドミッション・オフィスの強化、アドミッション・ポリシーの明確化を含む、各大学における個別選抜の改革と教育の質的転換を実現するための実効的な政策手段や、新テストの制度設計と実施主体の在り方、高等学校学習指導要領の在り方を含めた高等学校教育改革、評価方法の改革等について、中央教育審議会において進行している議論の状況も踏まえつつ、可能な具体策と、今後の検討スケジュールを示す。
- 新しい時代に求められる教育の在り方を踏まえ、更なる検討が必要な点については、プランに示されたスケジュールに基づき検討を進め、成果を得たものから順次公表するものとする。

大学入学者選抜改革の全体像（イメージ）

※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。



総 称	学力評価のための新たなテスト（仮称）	
実施主体	大学入試センターを、「学力評価のための新たなテスト（仮称）」の実施・方法開発や評価に関する方法開発などの支援を一体的に行う組織に抜本的に改組。	
個別名称	高等学校基礎学力テスト（仮称）	大学入学希望者学力評価テスト（仮称）
目的・活用方策	○生徒が、自らの高等学校教育における学習の達成度の把握及び自らの学力を客観的に提示することができるようにし、それらを通じて生徒の学習意欲の喚起、学習の改善を図る。 ＜上記以外の活用方策＞ ○結果を高等学校での指導改善にも生かす。 ○進学時や就職時に基礎学力の証明や把握の方法の一つとして、その結果を大学等が用いることも可能とする。 ※進学時の活用は、調査書にその結果を記入するなど、高等学校段階の学習成果把握のための参考資料の一部として使用。	○大学入学希望者が、<u>これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握する。</u> 「確かな学力」のうち「知識・技能」を単独で評価するのではなく、「<u>知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（「思考力・判断力・表現力」）</u>」を中心に評価。
対象者	○希望参加型 ※ <u>できるだけ多くの生徒が参加</u> することを可能とするための方策を検討。	○ <u>大学入学希望者</u> ※ 大学で学ぶ力を確認したい者は、社会人等を含め、誰でも受験可能。
内 容	○実施当初は「国語総合」「数学Ⅰ」「世界史」「現代社会」「物理基礎」「コミュニケーション英語Ⅰ」等の高校の必修科目を想定（選択受検も可能）。 ○高等学校で育成すべき「確かな学力」を踏まえ、「<u>思考力・判断力・表現力</u>」を評価する問題を含めるが、学力の基礎となる知識・技能の質と量を確保する観点から、特に「<u>知識・技能</u>」の確実な習得を重視。 ※高難度から低難度まで広範囲の難易度。 ○各学校・生徒に対し、<u>成績を段階で表示</u> ※ 各自の正答率等も併せて表示	○「<u>教科型</u>」に加えて、教科・科目の枠を超えた思考力・判断力・表現力を評価するため、「<u>合教科・科目型</u>」「<u>総合型</u>」の問題を組み合わせで出題。 ※ 将来は「合教科・科目型」「総合型」のみによる「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」の総合的な評価を目指す。 ※ 広範囲の難易度。特に、選抜性の高い大学が入学希望者の評価の一部として十分活用できる水準の高難易度の出題を含む。 ○大学及び大学入学希望者に対し、<u>段階別表示による成績提供</u>
解答方式	○多肢選択方式が原則、記述式導入を目指す。	○多肢選択方式だけでなく、記述式を導入。
検討体制	○C B Tの導入や両テストの難易度・範囲の在り方、問題の蓄積方法、作問の方法、記述式問題の導入方法、成績表示の具体的な在り方等について一体的に検討。	
実施方法	○在学中に複数回（例えば年間2回程度）、高校2・3年での受験を可能とする。 ○実施時期は、夏～秋を基本として、学校現場の意見を聴取しながら検討。 ○C B T方式での実施を前提に開発を行う。 ○英語等については、民間の資格・検定試験も積極的に活用。	○年複数回実施。 ○実施回数や実施時期は、入学希望者が自ら考え自ら挑戦することを第一義とした上で、高校教育への影響を考慮しつつ、高校・大学関係者を含めて協議。 ○C B T方式での実施を前提に開発を行う。 ○特に英語は、四技能を総合的に評価できる問題の出題や民間の資格・検定試験を活用。 ※ 他の教科・科目や「合教科・科目型」「総合型」についても、民間の資格・検定試験の開発・活用も見据えて検討。
作問のイメージ	全国学力・学習状況調査のA問題(主として知識に関する問題)及びB問題(主として活用に関する問題)の高校教育レベルの問題を想定。	知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し成果等を表現するための力を評価する、PISA型の問題を想定。

高大接続改革実行プラン（概要）

プランの趣旨

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

具体的な施策

1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革

特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一体的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革と連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれからの社会に出て自ら答えのない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる

○個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目途に改正】

- ・ アドミッション・ポリシー（入学者受入の方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）の一体的な策定について義務付ける
- ・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学者選抜を明記

○大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】

- ・ 適切なルールの下での入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

○アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

- ・ 事例集やガイドラインの作成・提供

○個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年夏を目途に具体策を取りまとめ】

○「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施

- ・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ
- ・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
- ※新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成29年度中を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目途にプレテストを実施
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目途に「実施大綱」（新テストの具体的内容）を策定・公表

○新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】

- ・ 独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門的人材の育成、入学者選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目的とする

○課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】

- ・ 課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る
- ・ 教員の養成・採用・研修の改善について、中央教育審議会で具体的な方策の検討を行い平成28年度中を目途に制度改正

○多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】

- ・ 専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

○学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】

- ・ 高等学校学習指導要領について、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から見直しを行う

○大学教育の質的転換【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 各大学において、全学的な教学マネジメントの下で、双方向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正（SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実）を実施

○学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 認証評価制度について、学修成果や内部質保証（各大学における成果把握と改善の取組）に関する評価を推進

○大学への編入学等の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 高校専攻科修了生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施

高大接続改革に向けた工程表

26年度

27年度

28年度

29年度

30年度

31年度

32年度～

各大学の個別選抜改革

法令改正

中教審における審議

三つのポリシーを義務付ける

※アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

認証評価の評価項目に入学選抜を明記

※ 法令改正にあわせて、関係機関・団体と連携して大学入学選抜に対する評価や情報公開の充実に取り組む

大学入学選抜実施要項見直し

中教審答申の提言に基づき28年度大学入学選抜実施要項から順次反映

アドミッションポリシー明確化

事例集の作成・提供

ガイドラインの作成・提供

各大学におけるアドミッション・ポリシーの明確化

財政措置

個別選抜改革を先行して行う大学への取組を推進するとともに、財政措置の在り方を検討し、27年夏を目途に具体策を取りまとめ

大学入学希望者学力評価テスト（仮称）

実施内容

専門家会議における検討

※ 対象教科・科目、「教科型」「合教科・科目型」「総合型」等の枠組み、問題蓄積、記述式導入方法、CBT導入方法、成績表示の在り方等

「新テストの実施方針」の検討

※ 出題内容・範囲、プレテスト内容、正式実施までのスケジュール等

策定・公表

「実施大綱」の検討（新テストの具体的内容）表

※高等学校基礎学力テスト（仮称）

プレテスト準備・実施、成果や課題を把握・分析

策定・公表

「実施大綱」の検討（新テストの具体的内容）表

※大学入学希望者学力評価テスト（仮称）

高等学校基礎学力テスト（仮称）導入

大学入学希望者学力評価テスト（仮称）導入

36年度から新学習指導要領に対応

実施主体

新テストの実施主体の機能や在り方について検討

新テストの実施主体の設置に必要な法令改正等

実施主体設立・運営

高等学校教育の改革

学習・指導方法の充実

課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実に必要な方策について検討。既存の取組も含め、平成27年度以降順次実施

教員の資質能力向上

教員養成・採用・研修について、中教審教員養成部会において検討

中教審の審議結果を踏まえた制度改正

制度改正に基づく教員の養成・採用・研修の充実

多様な学習活動・学習成果の評価

専門家会議における検討

※調査書の様式見直し、出願時提出資料の共通様式の策定等

調査書及び指導要録の改訂

学習指導要領の見直し

諮問

答申

告示

周知・徹底

教科書作成・検定・採択・供給

※ 学習指導要領改訂に係る上記スケジュールは、高等学校の過去の改訂スケジュールに基づくイメージである。

34年度年次進行実施

大学教育の改革

大学教育の質的転換

中教審における審議

三つのポリシーを義務付ける

※アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー

SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実を図る

各大学における教育の質的転換

学生の学修成果の把握・評価推進

中教審における審議

認証評価制度において学修成果や内部質保証の評価の規定創設

学修成果や内部質保証（各大学における成果把握と改善の取組）に関する評価の推進

大学への編入学等の推進

高等学校専攻科修了生の大学への編入学の制度化

募集単位の大々り化、入学後の進路変更、学び直しのための環境整備を推進

各大学における編入学の推進、生涯を通じて学修に取り組める環境の整備

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）【骨子】

教育再生実行会議 第五次提言

【平成26年7月29日 諮問事項】

(1) 小中一貫教育の制度化をはじめとする学校間連携の一層の推進について

① 小中一貫教育の制度化とその総合的な推進方策
(教員免許制度の在り方を含む)

(2) 意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化について

- ② 大学への飛び入学制度の実態等を踏まえた高等学校早期卒業
- ③ 大学・大学院入学資格要件（12年又は16年課程修了）の緩和
- ④ 大学編入学資格の弾力化（高等学校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学）

【答申】

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な制度とする下記改正を行い、他の教育改革とあいまって、子供たちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子供の能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図る。

① 小中一貫教育学校（仮称）
小中一貫型小学校・中学校（仮称）
の制度を創設

（小中一貫教育の実施に必要な教職員定数の措置や、施設整備の支援をはじめとする推進方策を実施）

免許は小・中併有が原則

（当面、小学校又は中学校の免許状を持つ者は相当する課程の指導を可能としつつ、両免許状の併有促進や、小学校段階で専科指導が一層促進されるための措置を検討）

② 飛び入学者について、大学での単位修得をもとに、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定。

③ 文部科学省が対象国を指定して大学入学資格を認める。認証評価を受けた3年以上の学士課程卒の留学生については、大学院入学資格を認める。

④ 高等学校専攻科については、授業時間数等の基準と、評価の仕組み等により質を担保し、大学への編入学を認める。

（職業能力開発大学校等からの編入学は、大学における単位認定の状況を踏まえ必要に応じ見直し）

第2次大学院教育振興施策要綱(概要)

平成23年8月5日
文部科学大臣決定

◆「施策要綱」の趣旨

中教審答申を踏まえ、文部科学省として早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的に施策を展開することを目的とし、「第2次大学院教育振興施策要綱」(対象期間:平成23～27年度)を策定。

◆基本的な視点

グローバル化や知識基盤社会の更なる進展、震災からの復興・再生、新たな社会の創造・成長等を見据え、大学院教育の実質化に向けた取組を強化することを基本に、国内外の多様な社会への発信と対話、大学院修了者の活躍の視点を重視し、大学院教育の質の保証・向上のための施策を実施する。

◆具体的な施策

1. 学位プログラムに基づく大学院教育の確立

課程制大学院制度の趣旨に沿った教育

学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制の確立

実効性ある大学院評価の取組の推進

2. 新たな社会の創造・成長を牽引する博士の養成

前期・後期一貫した博士課程教育の確立

- ・複数専攻制、研究室ローテーションなど専門分野の壁を破る統合的な教育の推進
- ・博士論文作成に必要な基礎的能力の包括的な審査 (Qualifying Examination) を、修士論文に代えて行う仕組みの導入と推進

社会の創造・成長を牽引するリーダー養成と世界的な大学院教育拠点の形成

- ・「リーディング大学院」の形成促進(博士課程教育リーディングプログラム)

3. 社会との対話と連携による教育の充実と、学生が将来への見通しを持てる環境の構築

教育情報の公表の推進

学生が将来への見通しをもって学ぶ環境の整備

社会との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

- ・企業と大学による従来の枠を超えた対話を通じた産学協働の推進(産学協働人材育成円卓会議)

若手教員等の教育研究環境の改善

4. 大学院教育のグローバル化の促進

国際的な連携・交流と質保証の推進

外国人・日本人学生の垣根を越えた協働教育

5. 専門職大学院の質の向上

大学改革の基本的方向性について

産業競争力会議 新陳代謝・イノベーションWG(第4回)(H26.12.17)
下村文部科学大臣説明資料

○第186回通常国会で、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正し、学長のリーダーシップの確立や学長補佐体制を強化
各大学において学長のリーダーシップのもと改革の取組を進めるための環境を整備

今後の改革の方向性

- 学長のリーダーシップの下、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す大学へ
- このため、各大学の強み・特色を踏まえた多様化・個性化を進め、全体として社会からの様々な要請に応えられるよう、取組を促進
- 具体的には、「大学教育の質的転換」に取り組む大学への重点的支援、「高大接続」の抜本的な見直し、大学の国際化の推進、大学と地域、産業界との連携強化、国立大学改革プランの着実な実行等が挙げられるが、イノベーションの観点から、特に以下の施策について検討

具体的施策(案)

卓越大学院

- 世界最高水準の博士学位プログラムと教育研究環境の構築
- 人材交流・共同研究のハブ

特定研究大学は、卓越研究大学院を有することを想定

卓越研究員は、卓越大学院を含めた研究機関で研究活動を推進

卓越研究員

- 優秀な若手研究者が、一定期間、独創的な研究に専念できる環境を提供

共同利用機関、附置研等の拠点改革

国立大学法人の改革

運営費交付金の在り方の見直し

改革の取組を進める大学には、機能強化の方向性に応じた重点支援を行い、改革の取組を支援。また、学内においても、明確な評価に基づく資源再配分が行われるようにし、学長のリーダーシップによる機能強化や改革の取組を更に推進。

資源配分

PDCAサイクルの確立

評価

機能強化や改革の構想・取組

特定研究大学(仮称)

- グローバルに競争する世界水準の研究大学の形成を支援する仕組みについては、今後検討

機能強化の方向性に 応じた重点支援の枠組

地域活性化・特定分野の
重点支援を行う大学

特定分野の重点支援を
行う大学

世界最高水準の教育研究の
重点支援を行う大学

競争的経費改革

総合科学技術・イノベーション会議と連携して推進

基盤的経費と競争的経費のデュアルサポートの観点から連携して改革

卓越大学院について（イメージ）

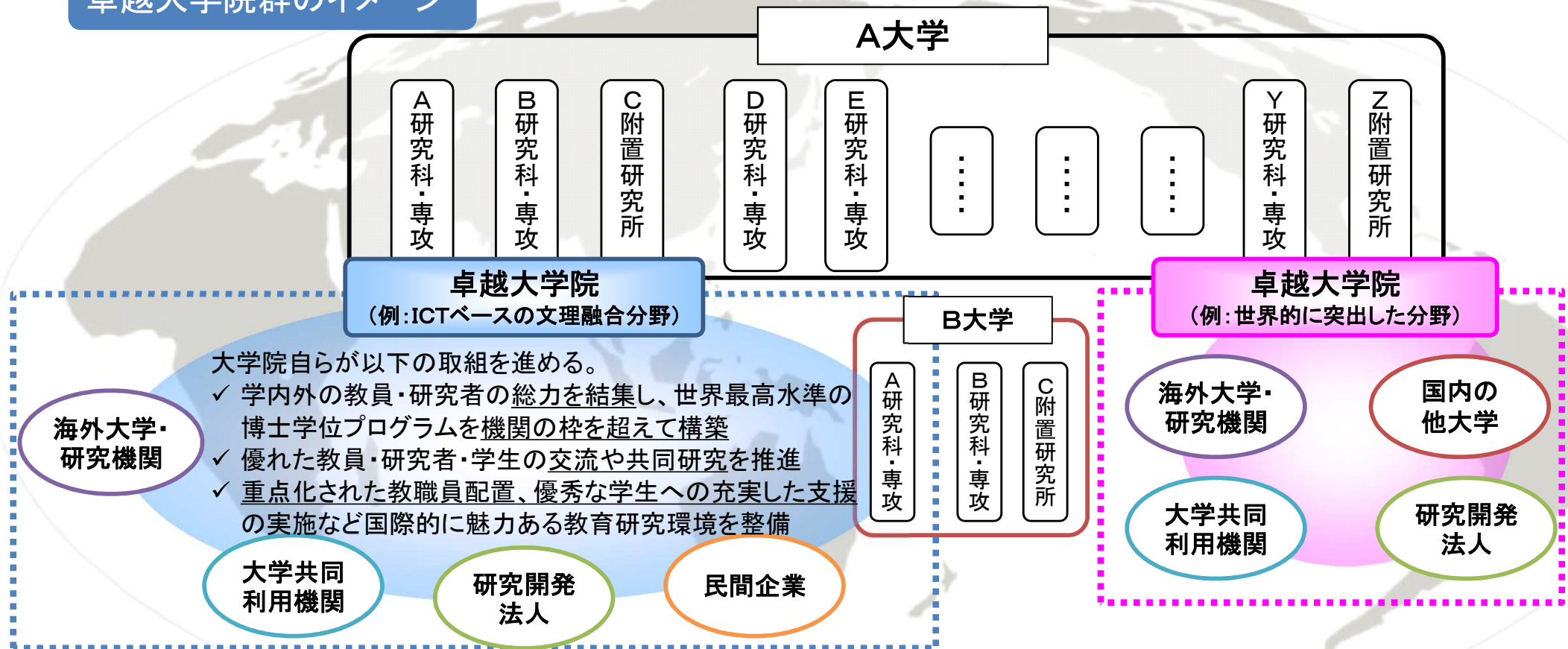
目的

グローバル競争に勝ち抜くため、世界と戦える教育力と研究力を有する「卓越大学院」群の形成

【教育力】世界最高水準の博士学位プログラムと教育研究環境の構築

【研究力】優れた研究力を有する研究機関（他大学、大学共同利用機関、研究開発法人、企業等）との間で優れた学生、若手研究者等が交流・集結する「人材交流・共同研究のハブ」の形成

卓越大学院群のイメージ



- ◆ 一定水準以上の研究力（論文被引用度数等）、教員の国際公募・年俸制の導入やクロスアポイントメントの取組などを要件。
- ◆ 特定研究大学のみならず、他の国立大学、公立大学、私立大学も申請可能。
- ◆ 研究力の源泉である若手教員・研究者の自立的な研究環境を確保する観点から、卓越研究員制度も活用。

「プロセスとしての法曹養成」の導入に向けた改革

プロセス養成導入の狙い

21世紀の司法を支える質・量ともに
豊かな法曹の養成を目指す

量的な問題

- 先進諸国と比較して、法曹人口が少なく、今後の法曹需要の増大への対応が急務
- しかし、大幅な合格者数増を、質を維持しつつ図ることには大きな困難

質的な問題

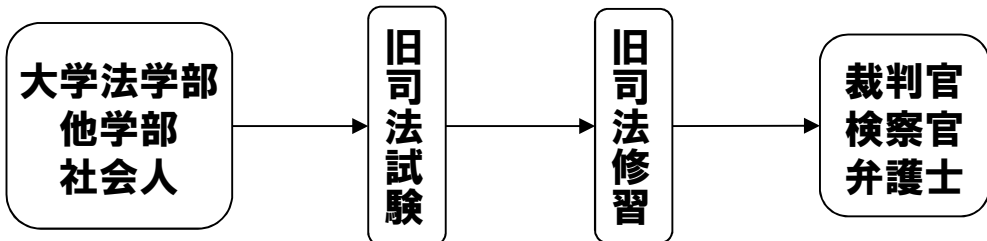
- 司法試験の競争激化のため、受験予備校への依存が顕著、法曹の資質の確保に重大な影響
- 専門的な法知識を確実に習得させ、それを批判的に検討し、発展させていく創造的な思考力、法的分析能力や法的議論の能力等を育成するには、「大学」において教育を行うことが効果的

上記問題を解決するため、

- ◎ 従来の点のみによる選抜から、プロセスとしての法曹養成制度を新たに整備
- ◎ その中核として法科大学院を設ける

かつての法曹養成制度

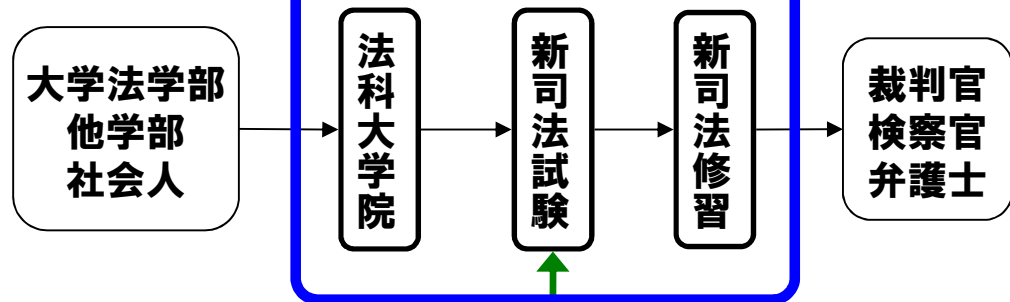
点(試験)のみによる選抜



司法制度改革

新しい法曹養成制度 (H16年度～)

プロセスによる養成



予備試験

※経済的事情等により、法科大学院を経由しないルート

政府における法曹養成制度に関する近年の検討経緯

平成24年

8月

関係閣僚で構成される「法曹養成制度関係閣僚会議」及び有識者等で構成される「法曹養成制度検討会議」が設置

※その後、検討会議において、法曹有資格者の活動領域の在り方、今後の法曹人口の在り方、法科大学院・司法試験・司法修習、継続教育、今後の検討体制の在り方について審議(計16回)



平成25年

6月

法曹養成制度検討会議「最終取りまとめ」

7月

法曹養成制度関係閣僚会議

「法曹養成制度改革の推進について」を決定 (※別紙参照)

- 文科省、法務省、最高裁等において、法曹有資格者の活動拡大、今後の法曹人口、法曹養成制度(法科大学院、司法試験、司法修習)について、取り組むべき改善方策を決定
- また、引き続き検討すべきとされた課題に関し、内閣に新たな検討体制を設置し、2年以内を目途に検討を実施することを決定



9月

関係閣僚で構成される「法曹養成制度改革推進会議」及び有識者等で構成される「法曹養成制度改革顧問会議」が設置

※法曹養成制度関係閣僚会議において更に検討すべきとされた課題に対応するため、2年以内を目処に施策の実施及び検討を行うものとして、法曹養成制度改革推進会議を開催するとともに、施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、法曹養成制度改革顧問会議を開催することが閣議決定。



現在

顧問会議を中心に議論が進められており、これまで計17回の審議を実施

法曹養成制度改革の推進について〈概要〉

平成25年7月16日

項目	担当	事項	期限
法曹有資格者の活動領域の在り方	第2 法務省/ 閣僚会議	閣僚会議の下に各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。	
今後の法曹人口の在り方	第3 閣僚会議	あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討するため法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を公表	2年以内
法曹養成制度の在り方	第4 1 (最高裁)	可能な限り、第67期司法修習生から、移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和の実施を期待	速やかに
	第4 2 (1)	文科省 (中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策を検討・結論	→ 実施 [結論] 1年以内 [実施] 2年以内
		閣僚会議 文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策を検討・結論	→ [結論] 1年以内
		法務省/ (最高裁)	実施/ (実施を期待) [実施] 2年以内
		閣僚会議 文科省等による施策の進展状況等を見つつ、法的措置の具体的な制度の在り方について検討・結論	2年以内
	(2)	文科省 法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援を検討・結論	→ 実施 [結論] 1年以内 [実施] 2年以内
		文科省 (中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入について、基本設計・実施を検討	2年以内
		閣僚会議 文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、制度設計・実施の検討	2年以内
		文科省:その後実施準備→ (5年以内に試行開始目標)	
	(4)	文科省 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入の検討・実施準備	1年以内
	第4 3 (1)	法務省 受験回数制限の緩和(5年以内5回まで)及び短答式試験科目限定(憲法・民法・刑法)について、司法試験法の改正案の立案作業、国会提出	1年以内
		閣僚会議 論文式の試験科目の削減について検討し、結論を得る。	2年以内
		閣僚会議 予備試験の在り方を検討し、結論を得る。	2年以内
		(法務省司法試験委員会) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方について、検討体制を整備することを期待	2年以内
司法修習	第4 4	(最高裁) 司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことを期待	2年以内
		閣僚会議 上記最高裁の検討状況等を踏まえつつ、司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方について検討	2年以内

「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」概要

これまでの改革の成果と現状

- 法科大学院での教育を経た者が、社会の様々な分野で活躍はじめている一方、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱える法科大学院も少なからず存在。
 - 上記課題の解決に向けた取組の結果、抜本的な組織見直しが進むなど**一定の改善**が見られる。
- しかし
- 入学志願者の減少傾向が続くなど、法科大学院を中核とする**プロセスとしての法曹養成制度はなお危機的な状況**。

今後目指すべき法科大学院の姿

- あるべき法曹像やその規模についての共通理解を確立した上で、法科大学院の目指すべき姿を早急に実現すべく改革に取り組むべき。
- 高い教育力を持つ法科大学院が全国的に配置され、多彩な教育を展開することで、学生が司法試験合格のみならず、**将来の実務を視野に入れた教育**を享受できる環境を整備し、社会のニーズに応え、グローバルに活躍できる法曹など、**法律実務に携わる高度専門職業人**が多数輩出。
- 法学未修者が**法律を着実に学ぶ取組**の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生が**より短期間で法曹になる途**の確保、困難な経済的事情を有する学生等への**経済的支援**の充実が望まれる。

今後取り組むべき改善・充実方策

① 組織見直しの推進について

⇒ これからの組織見直しについては、課題が深刻な法科大学院の組織見直しの促進から、**法科大学院全体の体質強化**を目的とするよう改めた上で、更に推進していくべき

- 我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7～8割を目指せるような定員規模を検討・明示。それまで当面の間は、公的支援の見直し等を通じて、全体の入学定員を3,000人から更に削減。
- 上記目標の下に、抜本的な組織見直しを更に促進すべきであるが、その際、地方在住者や社会人が法曹を目指すことのできる環境の確保にも配慮。

② 教育の質の向上について

⇒ 以下の方策を実行することを通じて、法科大学院教育における「**プロセス教育の確立**」を目指すべき

- 法律基本科目の配当年次拡大や単位数増加など法学未修者教育の充実、共通到達度確認試験(仮称)の導入、司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じて、法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得を徹底。
- 法律実務に関する基礎教育の充実、国際化への対応など特色ある教育活動の展開、法科大学院の教育資源を活用した継続教育の実施など、教育内容を充実。
- 客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施、FD活動の充実や法学分野における教員のキャリアパスの在り方の検討などを通じて、教育の質を確保。

③ 優れた資質を有する志願者の確保について

⇒ 志願者の確保に向けて、学生の**ニーズにきめ細やかに対応する取組**と併せて、積極的な**広報活動**に努めるべき

- 授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を実施。
- 加えて、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、ICTを活用した教育連携・教材開発、広報活動の展開などを通じて、優れた資質を有する志願者を確保。



法科大学院教育と司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方

⇒ 法科大学院改革を実効性あるものとするため、**プロセス養成の基本理念に立ち返った改革を同時に進めるべき**

- 法科大学院の教育内容と司法試験や司法修習との有機的な連携が更に図られていくことが望まれる。
- 特に予備試験については、運用実態が制度創設時に想定されていないものとなり、法科大学院教育への影響が顕著であるため、制度改正を含めた抜本的な見直しを速やかに進めていくことが望まれる。

文部科学省における法科大学院の強化と法曹養成の安定化に向けた抜本改革の推進

平成26年11月18日

早急に解決すべき課題

- 司法試験の合格率向上をどう図るのか
- 教育の抜本見直しをどう進めるのか
- 組織見直しの促進をどう進めるのか
- 早期進学・早期修了可能な制度をどう充実するのか
- 経済的事情のある者、地方在住者・社会人に対する配慮をどうするのか

- ① 文部科学省として、中教審提言を踏まえ、**法科大学院の強化と法曹養成の安定化**に向けて、**本年度から3～5年で計画的に立案・遂行**
- ② 上記課題を解決し、**質の高い法律家を一定数かつ安定的に育成**し、社会に供給し続けることができる養成システムを目指す

1. 体質強化を目指した組織見直し促進

【目標】

法科大学院全体の**体質強化を目指す積極的な組織見直し**を展開

【主な改善方策案】

- ◎ 公的支援見直しのスキームを最大限活用し、地域配置等に一定の配慮をしつつ、**入学定員を着実に削減**
- **27年度に3,175名**まで削減（ピーク時の**約半減**）
【本年6月末に見込みの確認】
- **28年度以降も更に削減**を目指す、**数値目標**については**法曹人口調査の結果に基づいて算定**
【27年7月までに策定予定】
- **最終的に、累積合格率7～8割を目指すような規模**を目指す

2. 法曹養成機関としての教育の質の向上

【目標】

将来の法曹に必要な基礎・基本の徹底や幅広い教養などを涵養できる**法科大学院教育における「プロセス教育」**を確立

【主な改善方策案】

- ◎ 法学未修者教育の充実など**教育の質の向上を加速**
 - 授業での**司法試験問題等の適切な活用**の促進
【本年7月通知】
 - 法学未修者が法律基本科目を重点的に学べるよう、**単位数の増加**や**配当年次の拡大**等の見直し
【本年8月通知】
 - **法科大学院を修了した若手実務家を活用**した学生指導の充実
【27年度以降】
- ◎ **共通到達度確認試験の導入**による一層厳格な進級判定の推進
【本年度から試行着手】
- ◎ **客観指標を活用した認証評価の厳格化**を通じた教育の質の向上
【本年度中に省令改正／28年度から評価実施】

3. 誰もが法科大学院で学べる環境づくり

【目標】

時間的・経済的負担を軽減することで、**法科大学院をより積極的に志願しやすくなる環境に改善**

【主な改善方策案】

- ◎ **優秀な学生に対する積極的な対応**
 - 質の確保を前提に、**学部3年＋法科大学院既修2年コース(5年一貫の優秀者早期修了コース)の確立及び充実**
【27年度以降順次拡大／10校程度で100名程度を目指す】
 - さらに、政府における予備試験の在り方についての検討状況を踏まえ、予備試験の改革と併せて、法科大学院の教育期間の更なる短縮の可能性についても検討
- ◎ **経済的事情のある者、地方在住者や社会人への配慮**
 - 無利子奨学金・授業料減免の充実、より柔軟な**「所得連動返還型奨学金制度」**（一定所得までの返還猶予、所得に応じた返還）の**導入に向けた対応の加速**等
【27年度以降】
 - 最新のICT等を活用し、**討論や質疑も可能なオンライン授業等**の検討
【27年度以降】

法科大学院として
今後目指すべき姿

○ 法科大学院**修了者の7割以上が合格する見込みとなる規模**へ

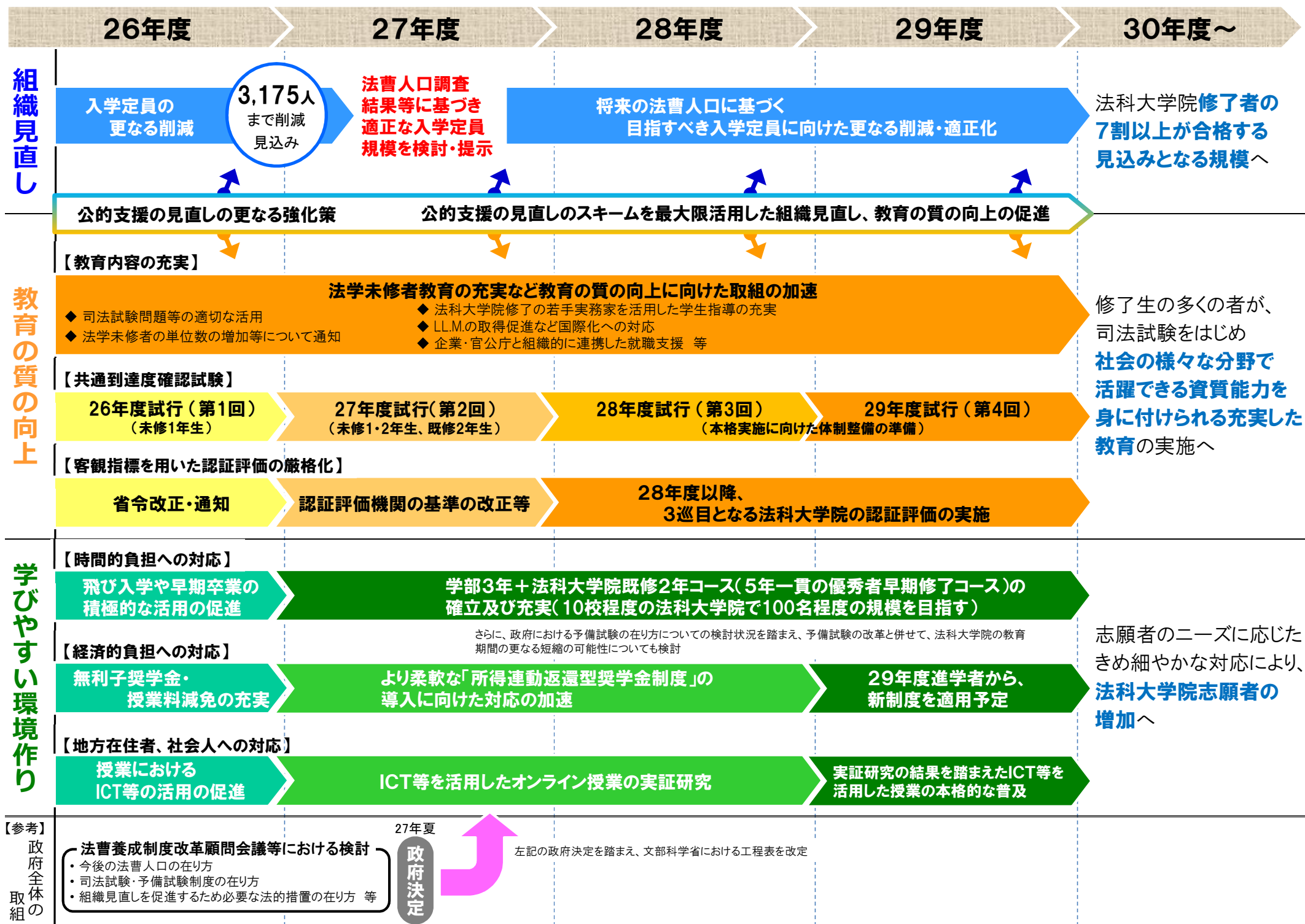
○ 修了生の多くの者が、司法試験をはじめ**社会の様々な分野で活躍できる資質・能力**を身に付けられる**充実した教育の実施**へ

○ 志願者のニーズに応じたきめ細やかな対応により**法科大学院志願者の増加**へ



政府（法曹養成制度改革推進会議及び法曹養成制度改革顧問会議）における
今後の**法曹人口の在り方**や**司法試験・予備試験制度の在り方**に関する検討を踏まえ、更なる取組の充実を図る

抜本改革に向けた工程表



左記の政府決定を踏まえ、文部科学省における工程表を改定

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議」 審議まとめの方向性について

1. 制度化の趣旨・目的（新たな高等教育機関の必要性）

【背景】

◆大学進学率の向上

我が国社会経済の発展・拡大に伴い、限られた層が大学に進学する時代から、18歳人口の過半数が大学へ進学する時代へと進行。また、卒業者の多くは職業を通じて社会参加。

◆高等教育における職業教育の充実に対する要請

企業OJT機能が縮小するとともに、地方創生を担う人材の必要性の高まりもあり、高等教育で充実した職業人養成を行うことへの期待や要請が増加。他方、諸外国では職業教育を大学体系に位置付けることで、職業人養成を高度化。

◆職業そのものが変化する時代での「社会人学び直し」環境の充実

ICT化・国際化等による産業構造の変容に伴い、職業そのものが新陳代謝・変化し続ける時代となり、社会人がいつでも学び直せる環境の整備が重要。



- 主として職業人養成機能を担う学校として、高校段階では専門高校、大学院段階では専門職大学院が整備されているが、こうした背景の中、学部段階においても学術研究を中心とする伝統的な大学の機能に加え、地域のニーズに応じて社会・産業の高度化に対応できる専門職業人を養成する機能の充実が求められている。
- このため、既存学校種による取組の充実に加え、質の高い専門職業人養成を目的とし、教育上の指導能力を重視した教員配置や産業界のニーズを踏まえたカリキュラム編成、柔軟な社会人の学び直し等を可能とする新たな高等教育機関を制度化することが必要。
- 新たな高等教育機関として新設されるもののみならず、大学・短期大学、質の高い教育を行う専門学校が職業人養成を一層充実するための選択肢として、自らの主体的判断に応じて円滑に移行することができる仕組みとすることにより、高等教育体系の多様化・機能別分化を促進。

2. 新たな高等教育機関の基本的な方向性

- 我が国の高等教育体系の多様化・機能別分化を促進するとともに、高等教育としての質の高い教育を保証し、修了者の学修成果に関する国際的・国内的通用性を確保するため、大学体系に位置付けることを基本として、教育水準の国際通用性を確保できる質の高い制度とするよう、今後中教審において具体的な制度設計を進める。

（主なポイントについては次頁参照）

3. 制度化に当たっての主要論点についての方向性

◆教育内容・方法、教員

- 専門教育とその基盤となる教養教育にわたって体系的な教育課程を編成。
- 実習、実技、演習、実験等を重視し、PBLやインターンシップなど実践的な教育手法を積極的に取り入れ。
- 教育課程編成に産業界の一定の参画が得られる仕組みとする方向で検討。
- 卓越した実績を伴う実務家教員を一定割合で配置。

◆修業年限

- 2～4年を検討。社会人の学び直しに対応するため、短期履修を可能とする工夫も検討。

◆学位

- 「学士」「短期大学士」相当の学位を授与。

◆質の保証システム

- 国による設置認可。設置者は、国、地方公共団体及び学校法人。
- 大学や短期大学とは別の設置基準を設定。
- 教育情報や財務情報の公開。
- PDCAサイクルで質の向上を図るため、機関別評価に加え、各分野の専門性に応じた分野別評価の実施も検討

◆公的助成

- 設置基準に相応しい助成水準の検討、追加的財政需要に見合った財源の確保が必要等

【参考】既存学校種による教育の充実に加えて、新たな高等教育機関の制度化が必要な理由

既存学校種における取組の充実が図られることの重要性は論を俟たないが、社会・産業の急速な変化に対応し、質の高い専門職業人養成を量的に拡大していくことが求められている中、現行制度上の既存学校種の取組だけでは、以下のような限界があるのではないかと考えられる。

<大学>

制度として教育と研究の双方をその目的に掲げ、我が国の学術研究の発展という使命をも担っているため、学生や社会の現代的なニーズに応えた専門職業人養成機能のさらなる量的拡大に比重を置いて対応していくことには限界がある。

<短期大学>

地域に根差した身近な高等教育機関として専門職業人を養成しているが、社会の複雑化に伴って職業人に求められる能力が高度化している中、短期の修業年限の範囲でこうした要請に対応することが難しい場合もある。

<高等専門学校>

中学校卒業時から学生を受け入れて後期中等教育段階から高等教育までを一貫した教育を行うことに特徴があり、その点で高い社会的評価を得ているものであるため、大量の高等学校卒業者を受け入れることが制度上想定しにくい。

<専門学校>

制度として職業等に必要能力の育成を目的に掲げており、社会的ニーズに弾力的に応えて多様な職業教育を展開し、実際の知識や技術、能力等を育成しているが、教員数や施設設備に関する基準が緩やかなものとなっており、また、第三者評価が制度化されておらず、その柔軟な制度的特徴から、教育の質が必ずしも保証されたものとはなっていない。